

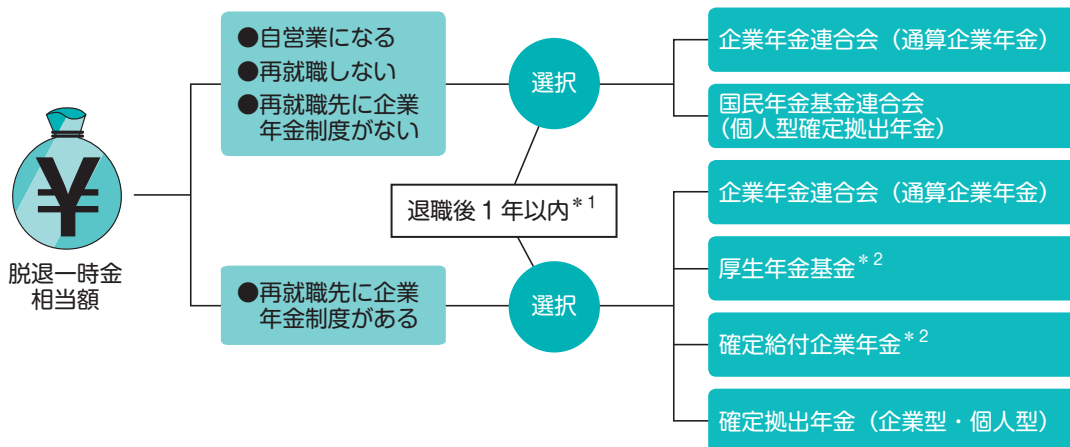
あなたの老後の生活 想像できますか

カンタ
やさしい
年金講座(その104)

ポータビリティ制度と移換対象者の拡大について

ポータビリティ制度

退職時に企業年金の脱退一時金を受け取らずに、転職先の年金制度や企業年金連合会等に脱退一時金相当額を持ち運び(移換)、将来の年金受給に結びつけることができます。これを、ポータビリティ制度といいます。



- * 1 厚生年金基金への移換については、厚生年金基金の加入者の資格を取得した日から3カ月を経過する日のいずれか早いほう。
- * 2 移換先が脱退一時金相当額の移換を受けることができる場合のみ。

持ち運びには制度によって所定の手数料がかかる場合があります。

ポータビリティ移換対象者の拡大

- ◆平成30年5月より、**確定給付企業年金制度(以下DB制度)**のポータビリティ移換対象者の範囲が拡大されました。
- ・平成17年10月から実施されたポータビリティにおいて、他制度に移換可能な対象者は『**当該DB制度から将来老齢給付金(年金)を受給することができない方**』に限定されていました。
- ・今回の法改正により、『**当該DB制度から喪失時点で老齢給付金(年金)を受給することができない方**』に変更となります。

※東洋紡企業年金基金の老齢給付金(年金)の受給要件は、加入者期間20年以上かつ60歳です。

平成30年5月からポータビリティの対象者が拡大されました

脱退一時金は、加入者期間3年以上20年未満で退職した人のほか、加入者期間20年以上で定年(60歳)前に退職した人が選択により受けることができます。

このうち、脱退一時金相当額を他制度へ移換できるのは加入者期間20年未満の人のみでしたが、平成30年5月からは加入者期間が20年以上ある人についても他制度への移換ができるようになりました。

【脱退一時金相当額他制度への移換】

脱退一時金を受けられる人	平成30年4月まで	平成30年5月から
加入者期間3年以上20年未満で退職した人	移換できる	移換できる
加入者期間20年以上で定年(60歳)前に退職した人	移換できない	移換できる